

# いじめ防止対策 曾野木小学校の基本方針

## 【定義】

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいうこととした。

## 【基本理念】

1. いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童に関係する問題であることを鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行わなければならない。
2. いじめの防止等のための対策は、全ての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として行わなければならない。
3. いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

## 【学校及び学校の教職員の責務】

4. 学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、該当学校に在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれを対処する責務を有する。

## 【保護者の責務】

5. 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童がいじめを行うことがないよう、当該児童に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。
6. 保護者は、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護するものとする。
7. 保護者は、国、地方公共団体、学校の設置者及びその設置する学校が講ずるいじめの防止等のための措置に協力するよう努めるものとする。
8. 第一項の規定は、家庭教育の自主性が尊重されるべきことに変更を加えるものとして解してはならず、また、第三項の規定は、いじめの防止策に関する学校の設置者及びその設置する学校の責任を軽減するものと解してはならない。

（『いじめ防止対策推進法』より）

## 【具体的方策】

### 9. いじめの予防と早期発見, 早期解決に向けた方策

#### (1). 児童の多面的な理解と早期発見

全職員は, 全児童に積極的にかかわり, 児童の一面的な理解にとどまることなく, 多面的な理解に基づき信頼関係を築くものとする。また, 職員間での児童理解の場として「子どもを語る会(年4回)」や毎月の職員会議, 職員朝会時の連絡などで情報の共有化を図り, いじめの早期発見に努める。

#### (2). 情報の蓄積と一貫した指導の継続

全校児童の人間関係を把握し, 職員一人一人が多面的な児童理解に努めるとともに指導の記録を残し, 小学校6年間を通して一貫した指導が行われるように配慮する。また, 特別に支援が必要な児童については個別に記録を残し, その記録を校長, 教頭, 生活指導主任, 学年主任等が確認することで, 十分な合理的配慮が保証されるようにする。

#### (3). いじめに関するアンケートの実施

「いじめ防止アンケート」(年3回)を実施し, 学級集団の状態を把握し, 学級経営に生かす。また, 教育相談週間を設け, 児童一人一人の理解に努める。

#### (4). 委員会の開催

特別支援委員会及び教育相談委員会を適宜開き, 児童理解に努めるとともに, 問題が起きた時にサポートする。

#### (5). インターネットによるいじめの防止対策

児童のインターネットに接続可能な機器の実態把握を行い, インターネットによるいじめの防止のために, 適切な利用について児童や保護者に啓発活動を行う。不適切な利用によりいじめ等が生じた際は, 『いじめ防止対策推進法』や当該教育委員会などの関係機関, 校長, 教頭の指導の下, 迅速かついねいな指導を行う。

### 10. 地域, 関係諸機関との連携

#### (1). 地域・保護者との連携

「個別懇談会」(年2回)等により, いじめに対する取組を地域・保護者に伝える。地域や保護者からの情報に, ていねいに対応し, 連携に努める。

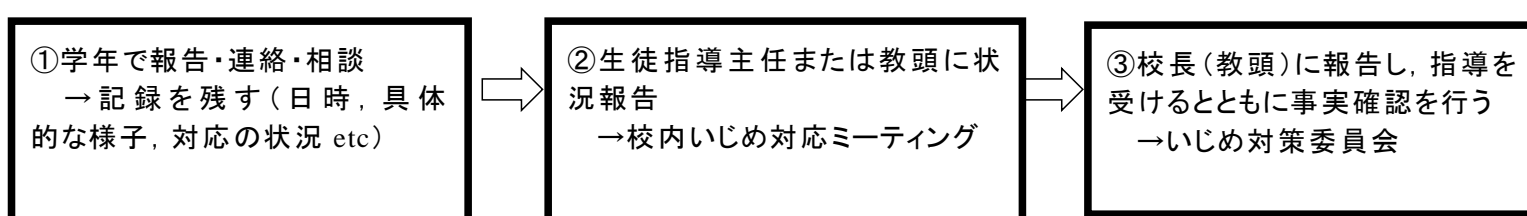
#### (2). 関係諸機関との連携

いじめに関する事案が生じた際は, 教育委員会や児童相談所等の関係諸機関に速やかに報告し, 連携に基づいてこれにあたる。

### 11. いじめ発生時の対応特設委員会による迅速な対応

(1). いじめが生じた際は, 校内いじめ対応ミーティングを即日開催し, 迅速かついねいな指導を行う。指導後, 問題が確かに解決したかを判断するために経過観察を行うことを原則とする。

(2). 校内いじめ対応ミーティングで重大事態であると判断した場合, 「いじめ対策委員会」を設置し対応する。校長を委員長とし, 生活指導主任を主任とする。構成委員は, 校長, 教頭, 教務主任, 生活指導主任, 特別支援教育コーディネーター, 養護教諭, 当該学年担任とする。



12 年間計画

月	年間の行事	授業での取組	特別活動での取組	いじめ防止の取組	保護者・外部
4	始業式 入学式 家庭訪問 町内子ども会 避難訓練	<b>教科</b> ・学習ルール7の徹底 ・学年に応じた学習方法、形態の工夫 ・家庭学習の仕方	<b>学級開き, 学年開き, 青空班開き</b> ・好ましい人間関係となる環境作り (SGE等) ・個人, クラス, グループ のめあて <b>学級会・学級力アンケートの実施</b>	<b>子供を語る会</b> ・全職員で全児童を指導できるような問題を抱えている児童について共通理解を図る。 <b>いじめ防止プログラム学級計画の作成</b>	<b>P T A評議員会</b> <b>P T A総会</b> ・学校経営についての共通理解 ・P T Aの役割 ・事業計画
5	運動会 青空班顔合わせ	<b>道徳</b> ・望ましい学校生活 ・進学や進級の喜び, 協力	<b>委員会活動</b> ・高学年としての自覚 ・学校全体にかかわる仕事を受け持つ責任	<b>いじめ防止アンケートの実施 (1回目)</b> <b>教育相談週間 (1回目)</b>	<b>懇談会</b> ・学年, 学級経営についての共通理解 ・児童の生活や学習全体についての情報交換
6	避難訓練 修学旅行 個別懇談	<b>総合的学習の時間</b> ・自分の課題を決め, その解決に向けて見通しを持って取り組む。 ・修学旅行, 自然教室	運動会 低: 学校の一員として指示を聞いて行動する。 中: 低学年の手本を行動で示す。 高: それぞれの役割を責任を持って果たす。	<b>子供を語る会</b> <b>校内いじめ対応ミーティング</b> <b>いじめ対策委員会</b> <b>教育相談委員会 (適宜)</b>  <b>全校朝会 (月1回)</b> ・生活目標 ・ふわふわスキル  <b>カウンセリング研修会</b> <b>人権, 同和研修会</b> <b>いじめ防止アンケート分析</b>	・意見要望 <b>小中懇談会</b> ・各学校での取組と配慮を要する児童についての情報交換 <b>学年便り, 学校便り, P T Aだより, ホームページ</b> <b>学校派遣カウンセラーとの研修会</b>
7	自然教室 町内子ども会 陸上記録会				
8					
			学校運営評価・各種アンケートの実施		
9	青空班会議 青空遠足 マラソン大会	<b>道徳</b> ・いじめや人権に関わる主題を扱った授業	<b>学級, 学年の充実 (SGE等)</b>  <b>青空班会議, 青空遠足</b> 低: 学校の一員として指示を聞いて行動する。 中: 低学年の手本を行動で示す。 高: それぞれの役割を責任を持って果たす。	夏休み後の児童の様子を把握する。  <b>全校朝会 (月1回)</b> ・生活目標 ・ふわふわスキル	<b>懇談会</b>  <b>小中懇談会</b>
10	前期終業式 後期始業式 文化祭	・参観での授業 ・人権に関わる授業記録の蓄積			学年便り, 学校便り, P T Aだより, ホームページ
11	市音楽祭 青空祭り 就学時健診	<b>社会</b> ・同和問題に関わる授業	<b>学級会・学級力アンケートの実施</b>	<b>いじめ防止アンケートの実施 (2回目)</b> <b>教育相談週間 (2回目)</b> <b>子どもを語る会</b>	
12	希望懇談	<b>総合的学習の時間</b> ・曾野木の自慢 ・福祉体験 ・曾野木を流れる信濃川 ・米 LOVE 曾野木 ・共に生きる (ひと・地域・世界のつながりの中で)	<b>文化祭</b> ・自分や友達の作品のよさに気付く。 ・マナーを守って, 地区の文化祭に進んで参加する。 <b>青空祭り</b> 低: ルールを守って進んで参加する。 中高: 協力して出店を出す。	<b>いじめ防止アンケート分析</b>	
			学校運営評価・各種アンケートの実施		
1	1日参観 給食週間	<b>生活</b> ・昔の遊びを楽しむ会 ・新1年生交流会	<b>学級, 学年のまとめ (SGE等)</b> <b>学級会・学級力アンケートの実施</b> <b>六送週間, 六送会</b>	冬休み後の児童の様子を把握する。  <b>全校朝会 (月1回)</b> ・生活目標のステップアップ ・ふわふわスキル	<b>幼稚園, 保育園との引き継ぎ</b>
2	六送週間 六送会	<b>道徳</b> ・勤労奉仕, 愛校心 ・感謝	1~3: お世話になった六年生にお礼の気持ちを込めて活動する。 4: 5年生のリーダーシップに学ぶ。 5: 最高学年になるための準備をする。 6: 卒業するための準備をする。 <b>卒業式</b> 在: お礼の気持ちを態度で表す。 卒: 今まで支えてくれた人たちに感謝し, 中学生になるための準備をする。		<b>中学校との引き継ぎ</b>  <b>P T A評議員会</b>
3	後期終業式 卒業式	<b>総合的学習の時間</b> ・総合便り ・見つけよう私の自慢 ・曾野木を流れる信濃川 ・福祉体験 ・ありがとう6年生		<b>いじめ防止アンケートの実施 (3回目)</b> <b>子どもを語る会</b> <b>いじめ防止学習プログラムのまとめ</b> ・いじめ防止アンケートの集計から次年度の課題を検討する。	学年便り, 学校便り, P T Aだより, ホームページ

# いじめの情報についての報告・対応の流れ（例）

